

IASB の動向 (2012 年 11 月～2013 年 1 月)

専門研究員 かきぐち ゆうじ
垣口 友二

I. 基準等の公表

IFRS 財団が公正価値測定教育マテリアルの第 1 章を公表 (2012 年 12 月 21 日)

IFRS 財団は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」に付属する教育マテリアルの第 1 章を公表した。本章は、IFRS 第 9 号「金融商品」の範囲内の相場価格のない資本性金融商品の公正価値を測定する際の、IFRS 第 13 号の原則の適用方法を扱っている。

IFRS 第 13 号の開発中に、国際会計基準審議会 (IASB) は、新興経済圏や移行経済圏など資本市場が発展途上の法域で公正価値測定の原則を適用するのは困難であるというフィードバックを受けた。しかし、IASB は、提起された懸念はこうした法域に特有のものではなく、国際財務報告基準 (IFRS) を適用するすべての企業が IFRS 第 13 号に付属する教育マテリアルの便益を受けると考えた。

教育マテリアルは、IFRS 財団教育イニシアティブが、IFRS の首尾一貫した適用を支援するために作成し公表するものである。こうしたマテリアルには強制力がなく、IASB の承認を受けていない。IFRS 財団教育イニシアティブは、評価専門家グループの支援を得て、IFRS 第 13 号の教育マテリアルを開発している。当

該マテリアルは、いくつかのトピックについて IFRS 第 13 号の原則の適用方法を扱うことになる。各章は完成のつど公表する予定であり、今回の公表物はその最初のものである (詳細については、本誌 41 頁の「公正価値測定教育マテリアルの第 1 章 (非上場株式) の公表について」を参照いただきたい)。

II. 公開草案等の公表

1. IASB が年次改善プロジェクトによる修正案を公表 (2012 年 11 月 20 日)

IASB は、一般のコメントを募集するため、年次改善プロジェクトによる 4 つの IFRS の修正を提案する公開草案を公表した。年次改善プロジェクトとは、IFRS の狭い範囲の修正をまとめて効率的に処理するための簡素化したプロセスを提供するものである。

この修正案は、2011 年に開始したプロジェクト・サイクルで IASB が議論した論点を反映している。これらの修正は、「IASB デュー・プロセス・ハンドブック」に示された、IFRS の明確化又は訂正に関連したある事項を年次改善プロジェクトで扱うべきかどうかを判断するための要件に合致している。

今回の修正について提案している発効日は、

2014 年 1 月 1 日以後開始する事業年度であるが、早期適用が認められる。

IASB は、本公開草案に対するコメントを 2013 年 2 月 18 日まで募集した。

2. IASB が公開草案「持分法：その他の純資産変動に対する持分」(IAS 第 28 号の修正案)を公表 (2012 年 11 月 22 日)

IASB は、一般のコメントを募集するため、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正を提案する公開草案を公表した。

本修正案の目的は、持分法（投資を最初に取り得原価で認識し、その後投資先の純資産に対する投資者の持分の変動を反映するように調整する会計処理方法）の適用に関して、IAS 第 28 号に追加的なガイダンスを提供することである。具体的には、投資者が、投資先の純損益又はその他の包括利益に認識されず分配の受取りでもない投資先の純資産の変動（「その他の純資産変動」）に対する持分を、どのように認識すべきなのかに関するガイダンスを提供することを目的としている。

本論点は IFRS 解釈指針委員会に対する要望書が発端となった。その結果、IFRS 解釈指針委員会は IASB が IAS 第 28 号を修正することを提言した。IASB は、投資者は投資先のその他の純資産変動に対する持分を投資者の資本に認識すべきであると提案している。

IASB は、この提案に対するコメントを 2013 年 3 月 22 日まで募集している。

3. IASB が IFRS 第 9 号の分類及び測定の実要求事項に対する限定的な変更を提案 (2012 年 11 月 28 日)

IASB は、一般のコメントを募集するため、IFRS 第 9 号「金融商品」における金融商品の分類及び測定に関する要求事項の限定的な変更

案を公表した。

本提案は、金融商品の会計処理を刷新する広範なプロジェクトの一部であり、当該プロジェクトの「分類及び測定」フェーズの一部である。IASB は、新たな分類及び測定の実要求事項を、金融資産については 2009 年、金融負債については 2010 年に公表した。しかし、2012 年 1 月に IASB は、以下のことを行うため限定的な修正を検討することを決定した。

- 狭い範囲の適用上の疑問点の明確化
- 金融商品会計の国際的な比較可能性の向上を達成するための、米国財務会計基準審議会 (FASB) の暫定的な分類・測定モデルとの主要な差異の削減
- 金融資産の分類及び測定と保険契約負債の会計処理との間の相互作用の考慮

IFRS 第 9 号は基本的には合理的な基準であり、一部の企業は以前に公表された IFRS 第 9 号をすでに採用しているか又は採用の準備をしているため、IASB は要求事項の変更を最小限にするよう努めた。したがって、今回の修正は、IFRS 第 9 号における事業モデル主導の分類構造と整合している。本公開草案は、負債性金融商品について、企業の事業モデルに基づいて、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する測定区分 (FVOCI) の導入を提案している。

IASB は、この提案に対するコメントを 2013 年 3 月 28 日まで募集している。

4. IASB が公開草案「減価償却及び償却の許容される方法の明確化」(IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号の修正案)を公表 (2012 年 12 月 4 日)

IASB は、一般のコメントを募集するため、IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」の修正案を公表した。

IAS 第 16 号と IAS 第 38 号はともに、減価

償却及び償却の基礎は資産の将来の経済的便益の予想消費パターンである、という原則を設けている。本修正案の目的は、作成者が、有形固定資産又は無形資産の減価償却費又は償却費の計算に、収益を基礎とした方法を使用しないようにすることである。この理由は、収益を基礎とした方法は、資産に具現化された将来の経済的便益の予想消費パターンではなく、経済的便益が資産から創出されるパターンを反映するものだからである。

本論点は IFRS 解釈指針委員会に対する要望書が発端となった。その結果、IFRS 解釈指針委員会は IASB が IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号を修正することを提言した。

IASB は、この提案に対するコメントを 2013 年 4 月 2 日まで募集している。

5. IASB が公開草案「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は抛出」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正案)を公表(2012 年 12 月 13 日)

IASB は、一般のコメントを募集するため、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(2011 年)に対する狭い範囲の修正を提案する公開草案を公表した。

本修正案の目的は、子会社の売却又は抛出の取扱いに関して IFRS 第 10 号と IAS 第 28 号(2011 年)の要求事項の間で認識されている不整合に対処することである。本提案の主要な帰結として、投資者が投資先に対する共同支配又は重要な影響力を維持する場合も含めて、事業(それが子会社の中にあるかどうかを問わず)に対する支配の喪失時に利得又は損失の全額を認識することになる。

本論点は IFRS 解釈指針委員会に対する要望書が発端となった。その結果、IFRS 解釈指針委員会は IASB が IFRS 第 10 号及び IAS 第 28

号(2011 年)を修正することを提言した。

IASB は、この提案に対するコメントを 2013 年 4 月 23 日まで募集している。

6. IASB が公開草案「共同支配事業に対する持分の取得」(IFRS 第 11 号の修正案)を公表(2012 年 12 月 13 日)

IASB は、一般のコメントを募集するため、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」に対する狭い範囲の修正を提案する公開草案を公表した。

IFRS 第 11 号は、共同支配事業に対する持分の取得の会計処理に関して明示的なガイダンスを提供していない。本修正案の目的は、共同支配事業の活動が事業(IFRS 第 3 号「企業結合」で定義)を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得の会計処理に関して、IFRS 第 11 号に新たなガイダンスを追加することである。

IASB は、こうした持分の取得企業は、企業結合会計についての IFRS 第 3 号及び他の基準における関連性のある原則を適用し、これらの基準における関連性のある情報を開示しなければならないと提案している。

本論点は IFRS 解釈指針委員会に対する要望書が発端となった。その結果、IFRS 解釈指針委員会は IASB が IFRS 第 11 号を修正することを提言した。

IASB は、この提案に対するコメントを 2013 年 4 月 23 日まで募集している。

7. IASB が公開草案「非金融資産に係る回収可能価額の開示」(IAS 第 36 号の修正案)を公表(2013 年 1 月 18 日)

IASB は、一般のコメントを募集するため、減損した資産の回収可能価額の測定に関する IAS 第 36 号「資産の減損」における開示の修正を提案する公開草案を公表した。これらの開

示要求は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」(2011 年 5 月公表)により導入されたものである。

IASB は、この提案に対するコメントを 2013 年 3 月 19 日まで募集した。

Ⅲ. その他の IASB 関連のプレスリリース

1. IASB が開示の過重負担を議論するため公開フォーラムを主催 (2012 年 11 月 12 日)

IASB は、開示の過重負担という難しい問題を検討するため、公開の「開示フォーラム」を主催すると発表した。同フォーラムは、財務諸表の開示の有用性と明確性を向上させる方法についての作成者、監査人、監督機関、財務諸表利用者及び IASB の間の対話を促進することを意図していた。同フォーラムのアウトプットは、IASB の概念フレームワークの取組みに反映される。

財務諸表に表示されている情報すべてが有用というわけではないことは、多くの人の共通の認識事項である。開示情報の明確性と有用性に影響を与える要因として、様々な問題が指摘されている。過度に負担の大きい財務報告上の要求のせいだという人もいれば、企業による「定型的な」開示の記述や、監査人の「チェックリスト」アプローチ、監督機関が認識している「コンプライアンス」要求を遵守する必要性などを指摘する人もいる。

同フォーラムには、財務報告上の開示についての利害関係者（投資家、作成者、監査人、監督機関、会計基準設定主体、等）が集まり、開示の過重負担に関する問題点や、改善が可能な点及び方法についての理解を深めた。当フォーラムでは、招待された発表者のプレゼンテーションや公開のパネル・ディスカッションが行われた。

なお、同フォーラムは、2013 年 1 月 28 日に開催された。

2. Mary Tokar 氏を IASB 理事に任命 (2012 年 11 月 15 日)

IFRS 財団の評議員会は、Mary Tokar 氏が IASB の理事に任命されたことを発表した。2013 年 1 月に就任し、当初の任期は 2017 年 6 月 30 日までで、追加で 3 年間の再任が可能である。

Tokar 氏は、国際財務報告の分野で高い評価を受けている人物である。同氏は、10 年以上にわたって KPMG の国際財務報告グループのグローバル・リーダーを務め、KPMG とグローバルな会計監督機関及び会計基準設定主体コミュニティとの対話を先導した。同氏は、先進国と新興国の両方で IFRS 適用の豊富な経験を有し、世界中で KPMG 内のエンゲージメント・チームや顧客と連携して IFRS への移行や IFRS の適用を推し進めた。同氏は、2001 年から 2007 年まで IFRS 解釈指針委員会の委員を務め、現在は、従業員給付と株式報酬の分野の KPMG グローバル・リーダーである。

同氏は以前、米国証券取引委員会 (SEC) で、主任会計士局の国際シニア主任会計士補佐を務めた。SEC で同氏は、国際的な会計問題についての SEC の代表者であり、証券監督者国際機構 (IOSCO) では開示や会計上の問題を扱う各国証券監督当局の国際委員会の議長を務めた。

同氏は、ウィリアムズ大学を卒業し、ニューヨーク大学のスターン・ビジネス・スクールで MBA を取得した。同氏はニューヨーク州公認会計士である。

3. IASB が 3 年ごとの公開協議の結論を受けての将来の作業プログラムを策定（2012 年 12 月 18 日）

IASB は、将来の優先事項を示すフィードバック・ステートメントの公表をもって、将来のアジェンダに関する広範な公開協議を締めくくった。公開協議には、公開討議、投資者との会合及びオンライン討議フォーラムのプログラムが含まれ、80 以上の国々から数千人もの利害関係者が関与した。IASB は、2011 年 7 月に公表した協議文書に対して 240 通以上のコメントレターを受け取った。

公開協議に対する回答から 5 つの大きなテーマが出てきた。第 1 に、回答者は、財務報告がほとんど絶え間なく変更された 10 年間の後は、比較的平穏な期間とするべきだと要望した。第 2 に、基準設定のための首尾一貫した実務的な基礎となる概念フレームワークに関する作業を IASB が優先させることに、ほぼ全員一致の支持があった。第 3 に、IASB は、IFRS の新規採用国のニーズに対応する、いくつかの対象を絞った改善を行うよう要望を受けた。第 4 に、IASB は、基準の適用と維持管理にもっと注意を払うよう要望を受けた。最後に、IASB は、新基準を開発する方法を改善し、より厳密な費用対効果分析と問題定義を基準設定プロセスの早期の段階で実施するよう要望を受けた。

IASB のアジェンダ・コンサルテーションに関する「フィードバック・ステートメント」では、受け取ったフィードバックと、フィードバックに対してどのような対応をしたのかを要約している。

4. 開示の問題を解決するための共同の取組みの必要性について（2013 年 1 月 24 日）

IASB は、「財務報告上の開示」に関する公開の討議フォーラムに先立ち、財務情報開示に

関する最近の調査結果の概要を公表した。調査に対する回答者は、開示上の問題をもたらしている様々な要因を挙げていた。

IASB は、アフリカ、アジア、欧州、北米にわたる回答者から 225 通の回答を受け取った。回答の約 50% は財務諸表作成者からで、約 20% は財務諸表利用者からであった。

調査結果の概要の一部は、以下のとおりである。

- 80% 超の回答者は、財務情報の開示方法の改善が可能であることに同意した。そのうちの半数は、財務諸表に限らず、年次報告書全般にわたって改善が必要だという見解を示した。
- 財務諸表作成者のほとんどは、開示上の要求が広範すぎ、重要ではない情報を除外するのに十分機能していないことを主な原因に挙げた。これは、開示の過重負担と呼ばれている。
- 財務諸表利用者の多くは、作成者が、大量のデータの取捨選択を利用者に任せるのではなく、財務諸表の中の目的適合性のある情報を伝える方法をもっと工夫できるのではないかと考えていた。
- 問題の背後にある原因については、様々な見解がみられた。会計基準の設定方法を改善するためにもっといろいろなことができる、という回答者もいれば、作成者、監査人及び監督機関が財務報告を情報伝達的手段ではなくコンプライアンスの実践機会であるというアプローチをとっているのでは、という懸念を表明する回答者もいた。

このオンライン調査結果の完全版は、2013 年第 1 四半期に公表する予定のフィードバック・ステートメントの一部として公表される予定である。フィードバック・ステートメントには、開示フォーラムから受け取ったフィードバックや IASB のフィードバックへの対応方針

の要約も記載される予定である。

IV. IFRS 財団関連のプレスリリース

1. IFRS 財団が会計基準アドバイザリー・フォーラム創設の提案を公表（2012年11月1日）

IFRS 財団は、一般のコメントを募集するため、IASB に対する新たな諮問グループを創設する提案を公表した。このグループは、各国の会計基準設定主体と財務報告に関心を有する地域団体で構成される。こうした諮問グループの創設は、2012年2月に公表された評議員会の戦略レビューの主要な提言の1つであった。

会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) と呼ばれる予定の新たな諮問グループの主な目的は、IASB に対して技術的な助言とフィードバックを提供することである。

ASAF の設置は、IFRS の国際的な広がりに対応するものである。G20 諸国の3分の2を含む100か国以上の企業が現在、IFRS の使用を要求又は許容されている。Fortune Global 500 社の約半数が、IFRS を使用して報告を行っている。非常に国際化した状況を踏まえ、IASB と主要な各国基準設定主体及び地域団体との間の既存の二者間の対話の大半が、このフォーラムの活動に組み込まれることになると想定されている。

この提案により、IASB と、基準設定コミュニティの利害関係者で構成されるこの重要なグループとの間に、より効率的で効果的な対話がもたらされるであろう。

IFRS 財団は、この提案に対するコメントを2012年12月17日まで募集した。

2. IFRS 財団がアジア・オセアニア地域にオフィスを開設（2012年11月15日）

IFRS 財団は、ロンドン本部外で初の国際オフィスとなるアジア・オセアニアオフィスの開所式を主催した。東京に本拠を置く同オフィスは、アジア・オセアニア地域全体に対して IFRS の開発、採用及び首尾一貫した適用に関する支援を行うものとなる。

同オフィスの開設は、2011年戦略レビューに記載された真にグローバルな会計基準設定機関になるという IFRS 財団のコミットメントを反映したものである。同オフィスは、IASB にとってアジア・オセアニア地域における現地拠点であり、IASB の基準設定活動における地域的なアウトリーチや参加の拡大を支援する拠点でもある。さらに、同オフィスが重要な地域的な調査研究拠点へと発展し、アジア・オセアニア地域から概念面のインプットが早期の段階で IASB のデュー・プロセスに直接提供されるようになることが期待されている。

開所式は、財務会計基準機構 (FASB) 理事長の萩原敏孝氏と IFRS 財団評議員会議長の Michel Prada 氏が共同主催し、金融担当大臣 (当時) の中塚一宏氏が基調講演を行った。

V. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議（2012年11月19日～21日、一部 FASB との合同会議）
- 通常会議（2012年12月13日～17日、一部 FASB との合同会議）
- 通常会議（2013年1月29日～1月31日、一部 FASB との合同会議）

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2012年11月13日、14日及び2013年1月22日、

23日にロンドンのIASB本部で開催された（詳細については、本誌159頁の「IFRS解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい。）。

VI. その他のIASB関連会議

- 2012年11月12日 世界作成者フォーラム（GPF）との会議（ロンドン）（詳細については、本誌165頁の「世界作成者フォーラム（GPF）（2012年11月）出席報告」を参照いただきたい。）
- 2012年12月4日、5日 新興経済グループ（EEG）会議（ブラジル）
- 2012年12月18日 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）の技術専門家グループ（TEG）との会議（ロンドン）
- 2013年1月28日 討議フォーラム：財務報告上の開示（ロンドン）